

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成31年3月7日（木）
午前9時
場 所 第2委員会室

付議事項

- 1 議案第24号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（財政）
- 2 議案第23号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（人事／文化／農委）
- 3 議案第41号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（総務）
- 4 議案第42号 山口県市町総合事務組合の財産処分について（総務）
- 5 議案第45号 山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 6 議案第25号 山陽小野田市民館条例の一部を改正する条例の制定について（シティ）
- 7 議案第26号 山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について（文化）
- 8 議案第27号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について（スポーツ）
- 9 議案第49号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 建築主体・付帯工事）請負契約の一部変更について（教育総務）

【議案第24号】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【改正条例一覧】

条項	条例名	改定する使用料等の名称	担当課名
第1条	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例	コミュニティ施設使用料、冷暖房使用料、器具使用料	地域活性化室
第2条	山陽小野田市法定外公共物管理条例	法定外道路の占用料、河川等の占用料、生産物の採取料	土木課
第3条	山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例	準用河川の流水占用料、土地占用料、河川産出物採取料	土木課
第4条	山陽小野田市行政財産使用料徴収条例	行政財産使用料	財政課
第5条	山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例	漁港区域内水域等の占用料、土砂採取料	農林水産課
第6条	山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例	海岸保全区域内の占用料、土石採取料	農林水産課
第7条	山陽小野田市道路占用料徴収条例	道路占用料	土木課
第8条	山陽小野田市石丸総合館条例	石丸総合館使用料、冷暖房使用料	市民生活課
第9条	山陽小野田市福祉センター条例	福祉センター使用料、冷暖房使用料	社会福祉課
第10条	山陽小野田市急患診療所条例	診断書又は証明書の交付手数料	健康増進課
第11条	山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理手数料	環境課
第12条	山陽小野田市墓地条例	墓地管理料	環境課

第13条	山陽小野田市商工センター条例	商工センター使用料、冷暖房使用料	商工労働課
第14条	山陽小野田市漁港管理条例	甲種漁港施設使用料、占用料	農林水産課
第15条	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例	ホーム使用料、冷暖房使用料、器具使用料	商工労働課
第16条	山陽小野田市労働会館条例	労働会館使用料、冷暖房使用料、器具使用料	商工労働課
第17条	山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例	支援センター使用料、冷暖房使用料	商工労働課
第18条	山陽小野田市港湾施設条例	港湾施設使用料	土木課
第19条	山陽小野田市都市公園条例	公園施設使用料	都市計画課
第20条	山陽小野田市立学校施設使用料条例	施設使用料	教育総務課
第21条	山陽小野田市立図書館条例	施設使用料、冷暖房使用料	社会教育課
第22条	山陽小野田市公民館条例	公民館使用料、冷暖房使用料、器具使用料	社会教育課
第23条	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例	きらら交流館使用料、浴室使用料、宿泊室使用料、冷暖房使用料	社会教育課
第24条	山陽小野田市青年の家等設置条例	青年の家使用料、プール使用料、天文館使用料、体育館使用料、運動広場使用料、器具使用料	社会教育課
第25条	山陽小野田市きららガラス未来館条例	ガラス未来館使用料、附属設備使用料、冷暖房使用料	文化振興課
第26条	山陽小野田市津布田会館条例	津布田会館使用料、冷暖房使用料	社会教育課

農地利用最適化交付金事業について

平成31年1月
農業委員会事務局

I 目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の必須事務とされた農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進する。

II 農地利用の最適化に向けた活動

- ① 担い手への農地集積・集約化の推進活動
- ② 遊休農地の発生防止・解消活動
- ③ 農地中間管理機構との連携活動
- ④ 新規参入の促進活動
- ⑤ ①～④の活動に必要な会議その他農地利用の最適化に必要な活動

III 活動実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、IIの農地利用の最適化に向けた活動を行った農業委員会に対し、次の算式により得られる額を上限として交付する。

[算式]

上限額＝農業委員及び推進委員の人数×6千円×12月
2,016千円＝28人×6千円×12月 → 活動実績に応じた報酬額
1人当たり72,000円(ア)

IV 成果実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、IIの農地利用の最適化に向けた活動の実施により、「①担い手への農地集積」及び「②遊休農地の発生防止・解消」の成果を上げた農業委員会に対し、次の算式により得られる額を交付する。

[算式]

算定額(円)＝農業委員及び推進委員の人数×14千円×12月
× (成果による評価点÷9)
13,589,334円＝28人×14千円×12月× ((13点+13点)÷9)
→ 成果実績に応じた報酬額
1人当たり485,333円(イ)

※ (ア) + (イ) = 557,333円 (1人当たりの能率給の上限)

V 成果による評価点の求め方

①担い手への農地集積の成果による評価点

a 単年度集積基準面積

平成 26 年 3 月末日時点の農地集積面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成 26 年 3 月末日の農地集積面積	372 ヘクタール
↓	
単年度集積基準面積	28 ヘクタール

b 成果による評価点

平成 31 年度の場合は、平成 31 年 1 月～12 月の農業委員会の活動による担い手への農地集積面積について、単年度基準面積に対する達成度を評価する。

達成度が 130%以上 → 集積面積 36.4 ヘクタール以上 → 13 点
} (別表参照)

達成度が 40%未満 → 集積面積 11.2 ヘクタール未満 → 0 点

②遊休農地の発生防止・解消の成果による評価点

a 単年度解消目標面積

平成 27 年度の遊休農地面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成 27 年度の遊休農地面積	82 ヘクタール
↓	
単年度解消目標面積	13 ヘクタール

b 成果による評価点

平成 31 年度の場合は、平成 31 年度の遊休農地解消面積について、単年度解消目標面積に対する達成度を評価する。

達成度が 130%以上 → 解消面積 16.9 ヘクタール以上 → 13 点
} (別表参照)

達成度が 40%未満 → 解消面積 5.2 ヘクタール未満 → 0 点

(別表)

①担い手への農地集積

農業委員会の活動による農地集積面積について、単年度集積基準面積に対する達成度を評価する。	
ア 達成度が130%以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が120%以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が110%以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が100%以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が90%以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が80%以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が70%以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が60%以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が50%以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が40%以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコに該当しない市町村の農業委員会	0点

②遊休農地の発生防止・解消

遊休農地の解消面積について、単年度解消目標面積に対する達成度を評価する。	
ア 達成度が130%以上である市町村の農業委員会	13点
イ 達成度が120%以上である市町村の農業委員会	11点
ウ 達成度が110%以上である市町村の農業委員会	9点
エ 達成度が100%以上である市町村の農業委員会	7点
オ 達成度が90%以上である市町村の農業委員会	6点
カ 達成度が80%以上である市町村の農業委員会	5点
キ 達成度が70%以上である市町村の農業委員会	4点
ク 達成度が60%以上である市町村の農業委員会	3点
ケ 達成度が50%以上である市町村の農業委員会	2点
コ 達成度が40%以上である市町村の農業委員会	1点
サ アからコに該当しない市町村の農業委員会	0点

VI 事業の実施

①スケジュール

7月	農地利用最適化交付金事業計画書の提出	市 → 県
8月	農地利用最適化交付金事業計画書の承認	県 → 市
9月	農地利用最適化交付金交付申請書の提出	市 → 県
10月	農地利用最適化交付金の交付決定	県 → 市
1月	農地利用最適化交付金成果実績報告書の提出	市 → 県
1月	農地利用最適化交付金活動状況報告書の提出	市 → 県
2月	農地利用最適化交付金交付額内示	県 → 市
2月	農地利用最適化交付金変更交付申請書の提出	市 → 県
3月	農地利用最適化交付金の変更交付決定	県 → 市
3月	能率給（報酬）の支給	市 → 委員
3月末	農地利用最適化交付金の交付	県 → 市
4月	農地利用最適化交付金事業完了報告書の提出	市 → 県

②各市町の事業実施状況(本市と和木町を除く17市町)

事業実施	検討中	予定なし
下関市、山口市、 萩市、岩国市、 美祢市、周南市、 周防大島町、 田布施町、阿武町 計9市町	長門市	宇部市、防府市、 下松市、光市、 柳井市、上関町、 平生町 計7市町

※全国の状況 1,703 農業委員会の内、899 農業委員会が実施
実施率 52.8%

農地利用最適化交付金事業の実施例

Z市農業委員会の場合

農業委員 5人 推進委員 5人 計10人

◎年間活動日数（農地利用の最適化に向けた活動を行った日数）

農業委員 5人	推進委員 5人
A委員 104日	F委員 112日
B委員 120日	G委員 56日
C委員 64日	H委員 72日
D委員 96日	I委員 88日
E委員 48日	J委員 40日

農業委員会の年間活動日数の合計（A委員からJ委員までの日数の合計）
800日

◎農地利用最適化交付金の交付額

活動実績に応じた交付金（ア）

交付額 10人×6,000円×12月=720,000円

成果実績に応じた交付金（イ）

①担い手への農地集積の成果

農地利用最適化交付金事業実施要綱により算定したZ市農業委員会の
単年度集積基準面積 20ha

事業実施年度のZ市農業委員会の活動による
農地集積面積 23ha

達成度 $23\text{ha} \div 20\text{ha} \times 100 = 115\%$

評価点 9点

②遊休農地の発生防止・解消の成果

農地利用最適化交付金事業実施要綱により算定したZ市農業委員会の
単年度解消目標面積 10ha

事業実施年度のZ市の
遊休農地解消面積 8ha

達成度 $8\text{ha} \div 10\text{ha} \times 100 = 80\%$

評価点 5点

交付額 $10\text{人} \times 14,000\text{円} \times 12\text{月} \times ((9\text{点} + 5\text{点}) \div 9) \div 2,613,333\text{円}$

農地利用最適化交付金の交付額 (ア) + (イ)

$720,000\text{円} + 2,613,333\text{円} = 3,333,333\text{円}$

◎各委員への報酬支給額 (活動日数で按分して支給する場合)

農業委員 5人

A委員	104日/800日	13%	433,333円
B委員	120日/800日	15%	500,000円
C委員	64日/800日	8%	266,667円
D委員	96日/800日	12%	400,000円
E委員	48日/800日	6%	200,000円

推進委員 5人

F委員	112日/800日	14%	466,667円
G委員	56日/800日	7%	233,333円
H委員	72日/800日	9%	300,000円
I委員	88日/800日	11%	366,667円
J委員	40日/800日	5%	166,666円

氏名

月分

農業委員 (法6条第1項)	活動実績件数		日
	①総会、部会等への出席		件
	②農地の売買・転用の現地確認・相談等		件
	③紛争の調停・仲介		件
	④農地情報の収集・提供等		件
	⑤その他		件

農業委員・推進委員 (法6条第2項)	活動実績件数		日	
	担い手への農地の集積・集約化	①人・農地プランの話し合い等		件
		②農地の出し手・受け手の掘り起こし		件
		③農地の出し手・受け手の利用調整		件
		④農地中間管理機構との連携活動		件
		⑤土地改良事業に係る合意形成の促進		件
		⑥その他		件
	耕作放棄地の発生防止・解消	①農地パトロール(農地利用状況調査)		件
		②農地所有者等への働きかけ		件
		③農地活用相談、相続相談の実施		件
		④その他		件
	新規就農・新規参入の促進	①新規就農者等への相談対応		件
②農地確保に向け農地所有者等との調整			件	
③参入後の支援活動			件	
④その他			件	

農業委員・推進委員 (法6条第3項)	活動実績件数		日	
	法人化その他農業経営の合理化	①簿記、青色申告の推進		件
		②家族経営協定の推進		件
		③農業経営継承の支援		件
		④集落営農の組織化の推進		件
		⑤農業経営の法人化		件
		⑥農業者年金の推進		件
		⑦経営者所得安定対策の周知活用等		件
		⑧その他		件
	農業一般に関する調査及び情報の提供	①全国農業新聞・図書の普及・活用		件
		②制度金融等の紹介		件
		③農業税制の紹介		件
		④農業一般に関する調査活動		件
⑤その他			件	

農委法38条 農地利用最適化の行政への提言 件

氏名

月分

農業委員 (法6条第1項)	活動実績件数		日
	①総会、部会等への出席		件
	②農地の売買・転用の現地確認・相談等		件
	③紛争の調停・仲介		件
	④農地情報の収集・提供等		件
	⑤その他		件

農業委員・推進委員 (法6条第2項)	活動実績件数		日	
	担い手への農地の集積・集約化	①人・農地プランの話し合い等		件
		②農地の出し手・受け手の掘り起こし		件
		③農地の出し手・受け手の利用調整		件
		④農地中間管理機構との連携活動		件
		⑤土地改良事業に係る合意形成の促進		件
		⑥その他		件
	耕作放棄地の発生防止・解消	①農地パトロール(農地利用状況調査)		件
		②農地所有者等への働きかけ		件
		③農地活用相談、相続相談の実施		件
		④その他		件
	新規就農・新規参入の促進	①新規就農者等への相談対応		件
②農地確保に向け農地所有者等との調整			件	
③参入後の支援活動			件	
④その他			件	

農業委員・推進委員 (法6条第3項)	活動実績件数		日	
	法人化その他農業経営の合理化	①簿記、青色申告の推進		件
		②家族経営協定の推進		件
		③農業経営継承の支援		件
		④集落営農の組織化の推進		件
		⑤農業経営の法人化		件
		⑥農業者年金の推進		件
		⑦経営者所得安定対策の周知活用等		件
		⑧その他		件
	農業一般に関する調査及び情報の提供	①全国農業新聞・図書の普及・活用		件
		②制度金融等の紹介		件
		③農業税制の紹介		件
		④農業一般に関する調査活動		件
⑤その他			件	

農委法38条 農地利用最適化の行政への提言 件

農業委員会 活動日報

委員

月	日	曜日	活動時間	活動内容
8	1	水	～	
	2	木	～	
	3	金	～	
	4	土	～	
	5	日	～	
	6	月	～	
	7	火	～	
	8	水	～	
	9	木	～	
	10	金	～	
	11	土	～	
	12	日	～	
	13	月	～	
	14	火	～	
	15	水	～	
	16	木	～	
	17	金	～	
	18	土	～	
	19	日	～	
	20	月	～	
	21	火	～	
	22	水	～	
	23	木	～	
	24	金	～	
	25	土	～	
	26	日	～	
	27	月	～	
	28	火	～	
	29	水	～	
	30	木	～	
	31	金	～	

(備考)

7 施工要領

7-1 施工手順

テノコラム工法の標準的な施工手順を以下に示す。

1) 位置決め

施工機本体を移動して掘削攪拌装置先端の回転中心をコラム芯位置に合わせ、施工機に取り付けた傾斜計により施工機のリーダーを鉛直にする。

2) 空掘り部の掘削

空掘り部がある場合は、固化材液を吐出せずに、掘削攪拌装置を正回転させながら、所定深度まで空掘り掘削する。

3) 改良部の掘削・攪拌混合

掘削攪拌装置の先端部(吐出口)から固化材液を吐出し、掘削攪拌装置を正回転させながら掘削・攪拌混合する。

4) 先端部練返し

所定深度に達したら固化材液の吐出を停止し、先端部練返しを行う。先端部練返し工程における引上げ・攪拌混合時は掘削攪拌装置を逆方向に回転させ、掘削・攪拌混合時は正回転させる。

5) 引上げ・攪拌混合

先端部練返しが終了したら、掘削攪拌装置を逆回転させながら引上げ・攪拌混合する。

6) 築造完了

掘削攪拌装置を地上に引上げて、テノコラムの築造を完了する。

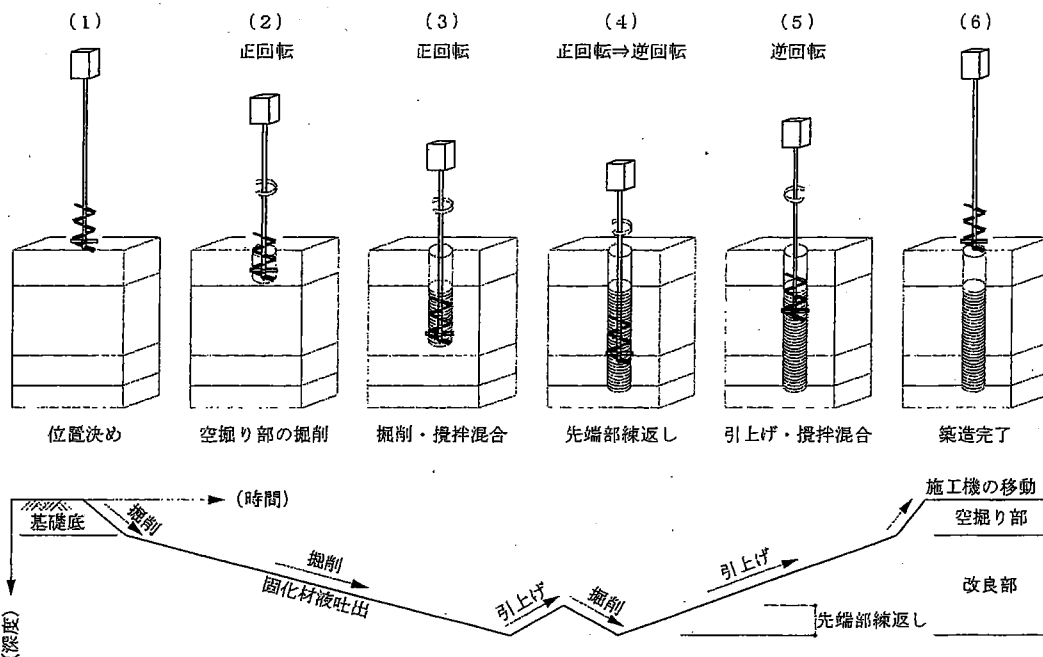


図7-1-1 施工手順